

# 労働法制の狭間におかれた 国立大学教職員

国立大学法人の職員は、公務員の身分を離れて、一般企業で働く皆さんと同じ一般労働法のもとで働いています。雇用保険も負担していますし、解雇される可能性もあります。その代り、国家公務員にはない争議権（ストライキをする権利）を持ち、雇用者（学長、理事）と交渉して、勤務条件を改善することも許されています。しかし、現実には国家公務員よりも、悪い労働条件に置かれているのが現状です。

## 恣意的に決められる 教職員の賃金

全国の国立大学法人（共同利用機関法人および、独立行政法人国立高等専門学校機構を含む）は、2012年春に、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じるとして、政府の強い要請の下で、不当な賃下げを強行しました。また、同年の12月には、ほとんど職員に周知されないまま、また本人の同意もないまま、翌年3月退職の職員の退職手当の大幅な減額を行いました。これは、私たち法人で働く教職員に適用されるべき、労働契約法第9条・第10条に違反しています。「政府の要請」があったという理由のみで、一般労働法が定める手続きも行わず、また国家公務員のように、国会で定められた法律にもよらず、国立大学教職員の給与が一方的に引き下げられたのです。

このような、不当な賃下げに対して、全国で11の大学・高専の組合では、未払い賃金の支払いを求めるため、それぞれの大学法人・高専機構に対して裁判を提訴しました。

裏面に続く

# 国家公務員に比べて 平均で10%も低い 国立大学教職員の賃金

国家公務員の給与を引き下げる特例法と同様の給与賃金減額が、国家公務員でない国立大学職員に対して強行されました。国家公務員に対する給与減額も問題ですが、国家公務員の身分を持たない国立大学職員に対して、一律に国家公務員と同じ給与賃金減額を押し付けてきた法人の対応は違法です。もともと、国立大学教職員に賃金は、国家公務員に比べて、平均で約10%も低いのです。

また、このような減額を行わなくとも、大学の経営には何の支障もありませんでした。実際には、この年の多くの国立大学の総収入は、復興予算を受け入れたために、前年より増えているのです。  
**私たちは、不当な特例法準用による未払い給与賃金を取り戻す闘いを行っています。**

高エネルギー加速器研究機構・職員組合内  
職員と家族の生活を守る闘争委員会 代表:船越・栗原

裁判を提訴している大学・高専

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 1. 国立高等専門学校機構    | 2012年11月27日提訴 |
| 2. 福岡教育大学        | 2012年11月27日提訴 |
| 3. 高エネルギー加速器研究機構 | 2012年11月27日提訴 |
| 4. 山形大学          | 2013年3月26日提訴  |
| 5. 富山大学          | 2013年4月24日提訴  |
| 6. 京都大学          | 2013年6月11日提訴  |
| 7. 新潟大学          | 2013年7月3日提訴   |
| 8. 高知大学          | 2013年7月26日提訴  |
| 9. 福井大学          | 2013年11月11日提訴 |
| 10. 電気通信大学       | 2014年2月18日提訴  |
| 11. 和歌山大学        | 2015年2月6日提訴   |